

厚生労働省
東京労働局発表
平成 28 年 10 月 27 日

担当	東京労働局雇用環境・均等部 指導課長 岩出順一 主任指導官 石山玲子 電話 03-3512-1611 03-3512-1536 (夜間) F A X 03-3512-1555
----	--

「全国マタハラ未然防止対策キャラバン」を実施しています！

－妊娠・出産に関するトラブル解決の申立件数は、上半期で 26 件と前年同期比 3 倍増。
昨年度 1 年間の件数（17 件）を上回りました－

東京労働局（局長 渡延 忠）では、妊娠・出産等に関するトラブル（いわゆる「マタハラ」）を未然に防ぐため、平成 28 年 9 月 1 日から 12 月 31 日まで、「全国マタハラ未然防止対策キャラバン」と銘打ち、①事業主などを対象とした「雇用均等セミナー」、②東京労働局ホームページでの「妊娠・産休・育休特設コーナー」開設（事業主及び労働者向け）などの取り組みを行っていますので、その内容をお知らせします。

「全国マタハラ未然防止対策キャラバン」は、平成 29 年 1 月 1 日から、改正男女雇用機会均等法や改正育児・介護休業法が全面施行されることに伴い、事業主に対して新たに義務付けられる「妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント」防止措置（資料 1）や、その必要性等について、理解を深めていただくために厚生労働省及び全国の都道府県労働局で実施しているものです。

◇ 東京労働局の取り組み ◇

① 雇用均等セミナー 【資料 2】

<日時> 平成 28 年 11 月 4 日（金）14:00～16:00 ※ 定員に達しました
平成 28 年 11 月 30 日（水）9:30～11:30 / 14:00～16:00

<場所> 日本教育会館 一ツ橋ホール（千代田区一ツ橋 2-6-2）

<内容> 「ハラスメントの防止のために企業が何をすべきか」について、具体例、モデル規定例、よくある質問への回答などを含め、具体的に、わかりやすく説明します。

※ 取材可。参加企業への取材などを希望される場合は、ご相談ください。

取材の申込み・問合せ先

東京労働局雇用環境・均等部 指導課

電話 03（3512）1611（担当：横山）

② 東京労働局HP「妊娠・産休・育休特設コーナー」【資料 3】

東京労働局で平成 28 年度上半期に受け付けた「妊娠・出産、育児休業等を理由に不利益取扱いを受けた」という労働者からのトラブル解決援助の申立は計 40 件に上っています。特に、「妊娠・出産を理由とする」件数は 26 件、前年同期（8 件）の 3 倍増で、平成 27 年度 1 年間の受理件数（17 件）を既に上回っています（詳細・事例 は<参考資料>のとおり）。

労働者、事業主の法律・制度への知識不足が原因のものも多く、必要な情報を整理して周知することによりトラブルを未然に防ぐため、東京労働局のホームページに「妊娠・産休・育休特設コーナー」を開設しました。

<アクセス方法> 東京労働局HP（トップページ）のバナーをクリックしてください。

東京労働局

検索

妊娠・産休・育休
特設コーナー
(H29. 1. 1改正対応)

③ ハラスメント対応特別相談窓口【資料4、5】

妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメントについて労使からの相談を受け付けています。

電話 03(3512)1611 (均等・両立担当)

受付時間等：平日 8:30～17:15

なお、社内におけるハラスメント防止措置等に関する事業主向けの個別相談会（資料5）は、東京労働局HPでもご案内しています。

<参考資料>

1 東京労働局における妊娠・出産、育児休業等に関する紛争解決援助の申立受理件数

	平成26年度	平成27年度	平成28年度 上半期
均等法第17条に基づく紛争解決受理件数	57	39	49
うち、「妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い」に関するもの	25	17	26
育・介法第52条の4に基づく紛争解決受理件数	53	36	22
うち、「育児休業等に係る不利益取扱い」に関するもの	39	28	14

※ 均等法第17条及び育・介法第52条の4に基づく紛争解決援助制度とは、事業主と労働者の間のトラブルの解決を労働局が援助する制度です。【資料6】

2 妊娠・出産、育児休業等に関する相談事例

事例1

正社員の介護職として勤務していたが、妊娠を報告したところ、事務職のパートになることを強要され、賃金は半分にすると言われている。

事例2

正社員として10年働いていたが、妊娠し、産休・育休を取得したいと申し出たところ、「こんな小さな会社では無理」と言われ、何度も退職を迫られている。

事例3

契約を更新して10年近く働いている契約社員だが、妊娠を報告し、産休・育休を取得したいと申し出たところ、次の契約の更新はない、育児休業は取れない、と言われた。

事例4

営業職の課長として働いていたが、産休・育休を取得したら、役職のない営業職で復職させられ、育児のために短時間勤務をしていることを理由に課長に戻してもらえない。

<添付資料>

資料1 妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い・防止措置

資料2 「雇用均等セミナー」のご案内

資料3 「妊娠・産休・育休特設コーナー」（東京労働局HP）のご案内

資料4 「ハラスメント対応特別相談窓口」のご案内

資料5 改正育児・介護休業法等に関する個別相談会のご案内

資料6 「紛争解決援助制度」のご案内